



西原村の滝地区にある白糸の滝は、夏には涼を求めて村内外からたくさんの方が訪れる村を代表する名勝です。約20mの高さから流れ落ちるこの滝は、別名「寄姫の滝」とも呼ばれていました。寄姫とは人の名前前で、妖しく悲しい伝説が残されています。

「白糸の滝」



第8回 (担当：西原村)

熊本県と阿蘇郡市7市町村で構成する阿蘇世界文化遺産登録推進協議会では、みなさんの暮らしに「阿蘇」を世界文化遺産として登録するために、さまざまな取り組みを行っています。そんな世界遺産候補「阿蘇」の見どころを、阿蘇に暮らす皆さんに広く知っていただくよう、各市町村の担当者がリレー形式で紹介していきます。

することも、この滝を神秘的なものにしています。

近年は周辺が整備され、夜間ライトアップ(期間限定)なども行っています。また、一般にはあまり知られていませんが、この滝は二段で構成されている滝で、少し上流に同様規模の滝がもうひとつあります。

滝の背景には石垣を組んだような石群がありますが、これは柱状節理といって約9万年前の阿蘇の噴火による火砕流が、冷えて固まり石になる際に縮んで亀裂が入ったものです。太古の火山の営みが現代の私たちに神秘的な景観を見せてくれています。

古来より自然と人が共存してきた阿蘇。この普遍的な文化遺産をいかに守っていくかが、ここに暮らす私たちの課題であると思います。

〈お問い合わせ〉

県企画振興部 文化・世界遺産推進室 TEL096(333)2153

県世界遺産登録推進ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/sekaisan/>

◆次回は、熊本県が担当します！

「人権擁護委員の日」をご存じですか？

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に特設の人権相談所を開設するなど、一層の人権尊重思想の啓発に努めています。

相談は無料、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

■「特設人権相談所」開設 (高森町と合同)

日時 6月3日(月) 午前10時～午後3時

場所 高森町芙蓉館 (高森町高森1258-1)

TEL (62) 2158

本村には、南阿蘇村長から推薦された6人の人権擁護委員がいます (敬称略)

- ・高橋 悦子 (吉田一)
- ・渡邊 吉保 (中松二)
- ・佐藤 伸雄 (第二駐在区)
- ・古澤 喜代子 (第八駐在)
- ・藤本 正則 (東下田)
- ・岩根 明子 (下野)

〈お問い合わせ〉役場 人権対策課 TEL (62) 9182

消費者相談日

(久木野庁舎)
午前10時～午後3時

5月

2日(木) 7日(火)
9日(木) 14日(火)
16日(木) 21日(火)
23日(木) 28日(火)
30日(木)

※ 5月14日(火)は白水保健センター、5月21日(火)は長陽庁舎で行います。

今年4月から、高森町でも南阿蘇村の方が消費生活相談を受けられるようになりました。相談日は月曜日と水曜日の午前9時から午後4時までです。

これまで、「南阿蘇村役場の窓口では顔見知りがいるから相談しづらい」と、相談をためらった方もおられるでしょう。窓口を高森町まで広げたことで、村民皆さんの困りごとの解決のお手伝いができると思います。

先日、老人会で初めて消費生活問題のお話をさせていただきました。皆さんの温かい反応のおかげで、和やかな講座になりました。お集まりの皆さんは、ほぼ何かしら強引な訪問販売や電話勧誘販売で困った経験をされてきました。もし契約をしても、8日以内であれば解約できる場合もあるので、できるだけ早く相談していただくようにとお伝えしました。

今後も依頼があれば、村内どこでもうかがいます。お気軽に声をかけてください。



【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
TEL (67) 1111